

保存期間 長期

通達乙高速第559号

平成29年 5 月 1 日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

高速道路における重大事故等発生に伴う初動措置要領の制定について

このたび、高速道路における重大事故発生時の初動措置の適正を図るため、別添のとおり「高速道路における重大事故等発生に伴う初動措置要領」を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

高速道路における重大事故等発生に伴う初動措置要領

第1 目的

この要領は、県内における高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第42条第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、重大な事故及び事案（以下「重大事故等」という。）が発生した場合の初動措置体制を確立し、迅速かつ的確な処理を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

第2 重大事故等の範囲

この要領において、重大事故等とは次に掲げるものをいう。

- (1) 死傷者がおおむね20人以上又は関係する車両がおおむね15台以上の人身交通事故
- (2) 積載物の爆発、流出等により、周辺に重大な危険を生じさせるおそれがある事故及び事案
- (3) その他社会的影響の大きい事故で交通部長が指示した事故

第3 基本方針

重大事故等が発生した場合は、組織の総力を結集して措置体制を確立し、道路管理者等関係機関と緊密な連携の下に、迅速、的確かつ有機的な初動措置を行うことによって、負傷者の救護等と高速道路における交通秩序の維持及び原因の究明を図る。

第4 高速道路交通警察隊長の措置

交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）は、重大事故等の発生を認知したときは、警察本部長及び交通部長に速報するとともに、別表第1に定める初動措置をとる。

第5 被害者支援

高速隊長は、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の隊員だけでは被害者等に対する支援活動が十分に行うことができないと認めるときは、被害者多数事案発生時における被害者支援実施要綱の制定について（平成29年4月24日付け通達甲警第34号）により、警務部警務課長を經由して警務部長に被害者支援専門員等の派遣を要請する。

第6 対策本部

1 対策本部の設置

交通部長は、第4の報告により、必要があると認めるときは、交通部に対策本部を設置して指揮の一元化を図るとともに、業務の円滑化を推進する。

2 対策本部の編成及び任務

(1) 対策本部の編成及び任務は、別表第2のとおりとする。

(2) 対策本部長は、重大事故等の規模及び内容並びに対策本部設置後の措置状況に応じて対策本部の編成及び任務の変更を行う。

3 対策本部員の指定

交通部内の所属(茨城県警察処務に関する訓令(昭和46年茨城県警察本部訓令第10号。以下「処務訓令」という。))第2条第1号に規定する所属をいう。以下同じ。)の長は、初動措置を迅速かつ的確に処理するため、あらかじめ所属の職員の中から対策本部員を指定する。

4 対策本部員の招集

(1) 対策本部員の招集は、対策本部長が行う。

(2) 対策本部員の招集連絡系統は、別表第3のとおりとする。

(3) 対策本部員は、対策本部長から招集を受けたときは、速やかに指定された場所に応招し、必要な指示を受け、所定の任務に当たる。

(4) 班長以下の対策本部員が応招するときの服装及び携行資器材は、別表第4のとおりとする。

第7 対策本部員の心構え

対策本部員は、平素から担当する任務を十分理解するとともに、この要領について研究しておく。

第8 報告及び連絡

1 対策本部設置後の警察庁、関東管区警察局その他関係機関に対する報告及び連絡(以下「報告等」という。)は、対策本部が行う。

2 報告等は、重大事故等発生報告表(別記様式第1号)、当事者調査表(別記様式第2号)、負傷者(同乗者)調査表(別記様式第3号)及び死傷者一覧表(別記様式第4号)により行う。

3 報告等を行った場合は、報告連絡記録簿(別記様式第5号)に記録する。

第9 応援要請

対策本部長は、必要により部課長等(処務訓令第2条第3号に規定する部課長等をいう。以下同じ。)に職員の応援派遣を要請する。

第10 受傷事故の防止

現場における責任者及び班員は、交通監視(整理)員を配置するほか、装備資器材を活用し、受傷事故の防止を図る。

第11 特別捜査班

1 特別捜査班の設置

対策本部を解散した後は、高速隊に特別捜査班を設置し、継続捜査を行う。

2 特別捜査班の編成及び任務

特別捜査班の編成及び任務は、別表第5のとおりとする。

3 応援要請

特別捜査班長は、必要により部課長等に職員の応援派遣を要請する。

< 別表、様式略 >